

西いぶり広域連合ペットボトル水平リサイクル「ボトル t o ボトル」事業に関する 連携協定に向けた公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第2条第6項に基づく保管施設として指定されている西いぶり広域連合リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）に保管の使用済みペットボトル（以下「使用済みペットボトル」という。）を、令和6年度から水平リサイクル「ボトル t o ボトル」に移行するべく、水平リサイクル「ボトル t o ボトル」事業に関する連携協定の協定相手方の選定にあたり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により必要知識、専門的技術力及び企画力を有する事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

（1） 事業名

西いぶり広域連合ペットボトル水平リサイクル「ボトル t o ボトル」事業

（2） 事業の概要

別紙「西いぶり広域連合ペットボトル水平リサイクル「ボトル t o ボトル」事業 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（3） 協定の締結

協定は、使用済みペットボトルをリサイクルプラザに保管している地方公共団体と締結するものとする。

（4） 協定期間

令和6年10月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし、売買単価については単年度ごとに協議し契約する。

3 参加資格等

本手続に参加できるものは、次に掲げる全ての要件を満たしている単独企業又はグループ（複数の企業の共同体）とする。ただし、グループで参加する場合は、グループを構成する全ての企業が次に掲げる全ての要件を満たしていること。

（1） 協定の締結にふさわしい計画力・資力等を備えた事業者であること。

（2） 平成31年4月1日から令和6年3月31日までの期間において、本案件と同種又は類似していると認められる、地方公共団体との協定の実績があること。

（3） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（4） 公示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。

（5） 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び都道府県民税（法人税及び法人事業税）を滞納していないこと。

（6） 使用済みペットボトルをリサイクルプラザに保管している地方公共団体において納税義務がある場合で、市町税を滞納していないこと。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている等の経営状態が著しく不健全でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）および暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。契約後上記の者に該当することが判明した場合は、契約解除の対象となる。
- (9) その他必要と認められる要件

4 協定方法

提出された企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションの内容を審査する選定委員会を開催し、評価が最も優れている事業者を第1優先協定候補者として選定し、協定を締結する。

なお、第1優先協定候補者に選定された事業者が辞退した場合、若しくは「3 参加資格等」を満たさなくなった場合は、次点者を第2優先協定候補者に選定し、協定の交渉を行うこととする。

また、参加提案者が1者の場合にあっては審査を実施し、提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を協定候補者として協定を締結する。

5 参加申込書の提出

提出書類は次のとおりとする。グループで参加する場合、①～④の書類は代表者名で作成し、⑤・⑥の書類はグループの構成員全てについて対象とする。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（別記様式第1号）
- ② 経営状況を示すもの（貸借対照表及び損益計算書等、直近3期分）
- ③ 参加資格要件確認書（別記様式第2号）
- ④ 業務経歴書①（別記様式第3号）（年度、協定者、協定後に契約した発注者、業務名、契約金額（売払い単価等）及び担当者名を記載し、業務の概要がわかるものを添付すること。
なお、記載が困難な場合は別紙として任意様式でも可とする。）

⑤ 法人の定款及び規約等

⑥ 会社概要（様式任意：沿革・組織等がわかる書類、パンフレット等可）

(2) 提出部数 正本1部及び副本10部

(3) 提出期限 令和6年6月24日（月）午後5時必着

(4) 提出方法 持参又は書留郵便により提出すること。

※ 郵送の場合は、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

(5) 提出先 要領13に記載する担当部署

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書等提出届出書（別記様式第4号）

② 企画提案書

ア 提出書類は任意様式とし、原則A4版で、目次を除き本文にページ数を付すこと。

イ 表紙と目次を除く本文のページ数は、30枚以内とすること。

ウ 原則両面印刷で、文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

エ 考え方等について、文章、表や図等で簡潔かつ明瞭に記述すること。

オ 専門的知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現とすること。

③ 事業者概要書（別記様式第5号）

④ 業務経歴書②（別記様式第6号）

（2） 提出部数 正本1部及び副本10部

（3） 提出期限 令和6年7月12日（金）午後5時必着

（4） 提出方法 持参又は書留郵便により提出すること。

※ 郵送の場合は、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

（5） 提出先 要領13に記載する担当部署

（6） 留意点 提案書は1事業者につき1提案とする。また、提出後における提案書の内容変更、差替え又は再提出は認めない。

なお、副本には、提案事業者を特定可能な記載は行わないこと。

7 質問の受付

（1） 質問方法 質問書（別記様式第7号）の提出による。

（2） 質問提出期限

① 参加申込みに関する質問 令和6年6月10日（月）まで

② 企画提案に関する質問 令和6年7月8日（月）まで

（3） 提出方法 電子メールにより提出すること。

（4） 提出先 要領13に記載する担当部署

（5） 質問に対する回答

質問提出期限後に一括して行うこととし、回答一覧を参加申込者全員に電子メールにて通知する。

① 参加申込みに関する回答 令和6年6月12日（水）まで

② 企画提案に関する回答 令和6年7月10日（水）まで

8 参加辞退届

参加申込書の提出後に本プロポーザルの参加を辞退する場合は、参加辞退届（別記様式第8号）を持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、その旨を電話連絡すること。

9 審査方法

(1) 協定候補者の選定

- ① 西いぶり広域連合ペットボトル水平リサイクル「ボトル to ボトル」事業に関する連携協定公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書及びプレゼンテーションの実施により審査を行い、協定候補者を選定する（次点者も選定する）。
- ② 審査においては、(4) 審査及び評価基準に基づき総合的に選定委員会が評価し、事業の実現性の高い優れた提案を行った提案者を協定候補者として選定する。

(2) 審査結果については、提案者全員に対し自己の結果のみを文書及び電子メールで通知する。なお、本プロポーザルに参加した他の参加者の情報、評価点及び順位は公開しないものとし、審査結果に対する異議は受付けないものとする。

(3) プレゼンテーション実施に関する事項

- ① 実施日 令和6年7月25日（木）予定
※ 実施場所・開始時間等は別途通知する。なお、プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。
- ② 参加人数 3名までとする。
- ③ 発表時間 40分以内とする。（プレゼンテーション：30分、質疑応答：10分程度）
- ④ その他 プレゼンテーションで使用するプロジェクター、スクリーン、音響設備（マイク・スピーカー）は西いぶり広域連合が用意する。それ以外の必要な機器等は提案者が用意すること。

(4) 審査及び評価基準

審査項目		評価基準	配点
事業・技術提案	事業実績及び事業継続・経営	・業務実績が豊富で、本業務の遂行に必要な知見、専門知識やノウハウを十分に有しているか。 ・引渡す使用済みペットボトルを継続的に受入れることができる、事業継続体制が確保できているか。また、事業を継続していくために必要な経営基盤・規模を有しているか。	10
	専門技術・環境への配慮	引渡す使用済みペットボトルを安定的かつ適正に処理するための能力・専門技術を有し、各工程において二酸化炭素の削減に大きく寄与できるものか。	15
	独自提案	西いぶり広域連合の現状や地域課題を踏まえたあり方の検討等、独自の工夫がみられるか。	10
	品質基準の緩和に関する項目	次の項目について、(公財)日本容器包装リサイクル協会の品質基準よりもどれだけ緩和ができるか。 ① 容易に分離可能なラベルやキャップが付着 ② カラーボトル ③ 切断されたボトル ④ テープや塗料（マジックやスプレー）が付着したボトル	15

	⑤ 複合素材のボトル（飲み口がアルミ等） ⑥ 内容物で変色したボトル ⑦ 内容物（飲み残し）が残っているボトル ⑧ 指定表示製品ではない調味料ボトル ⑨ ウォーターサーバー等のガロンボトル ⑩ ペットボトル表記のボトル以外の容器	
環境教育・啓発	西いぶり広域連合の環境教育、普及啓発活動などにどれだけ寄与できるか。	20
提案価格	単価を決定するに当たっての考え方や妥当性などが、西いぶり広域連合にとって良いものとなっているか。	30
合計		100

- (5) 最高得点者が2者以上ある場合（同点の場合）の決定方法
 合計点が同点の場合は、選定委員会の協議により決定する。

10 実施スケジュール

現段階において想定するスケジュールは次のとおりとする。

令和6年6月4日（火）から 令和6年6月24日（月）まで	公募開始（募集要領の公表及び配布）
令和6年6月4日（火）から 6月10日（月）まで	参加申込みに関する質問の受付
令和6年6月24日（月）	参加申込書の提出期限
令和6年7月1日（月）から 7月8日（月）まで	企画提案に関する質問の受付
令和6年7月12日（金）	企画提案書の提出期限
令和6年7月25日（木）予定	事業者ヒアリングの実施、 協定締結候補者の選定、協定締結相手の決定
令和6年8月中旬	連携協定の締結手続き

11 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格等」に定める参加資格の要件を満たしていない場合
- (2) 提出期限までに必要書類が提出されなかった場合
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 上記(1)から(4)までに定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、広域連合長が失格とすることが適当であると認めた場合

12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する経費等は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、一切返却しないものとする。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザル以外の目的では使用しない。
- (4) 提出書類の著作権は、提案者に帰属するものとする。
- (5) 候補者に選定した企画提案書の使用権は、西いぶり広域連合に帰属するものとする。
- (6) 提出書類は、参加事業者の企業秘密的な項目等、非公開の取扱いとなるものを除き、情報公開の対象となるものとする。

13 担当部署

西いぶり広域連合総務課

住 所：〒050-0051 北海道室蘭市石川町22番地2

電 話：0143-59-0705

F A X：0143-59-7005

E-mail：somu@union.nishi-iburi.lg.jp